

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月五日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第三号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「広告物」を「広告物（以下「発光可変表示式屋外広告物」という。）」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（用語）

第一条の二 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二条第一項中「第五条」を「第五条第一項又は第六条第五項」に、「広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）」を「掲出物件」に改め、「地域又は」を削り、「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 他の同種の広告物又は掲出物件までの距離を表示した書類（自家用広告物等以外の建植広告物を表示し、又は設置する場合に限る。）

第二条第一項に次の一号を加える。

八 条例第六条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合は、自家用広告物等の形態、色彩その他の意匠が周囲の景観と調和していることを説明する書類

第二条第二項中「第二十二条」を「第二十二条の二」に、「第五条」を「第五条第一項又は第六条第五項」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（許可区域）

第二条の二 条例第五条第一項に規定する許可区域は、別表第一に定めるところによる。

第三条中「第五条」を「第五条第一項又は第六条第五項（いずれも条例第十二条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「屋外広告物許可基準（別表）」を「別表第二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（広告物特例地区の申出）

第三条の二 条例第五条の二第一項の規定により広告物特例地区の指定を受けようとする市町長は、広告物特例地区指定申出書（別記様式第一号の二）により知事に申し出るものとする。

2 前項の規定は、条例第五条の二第四項の規定による広告物特例地区の指定の変更又は解除について準用する。

第四条の二中「第六条第二項」を「第六条第四項」に改め、同条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加え、同条を第四条の三とする。

条例第六条第一項第二号の規則で定めるものは、発光可変表示式屋外広告物とする。

2 条例第六条第二項第一号から第三号までの規則で定める基準は、別表第三に定めるところによる。

3 条例第六条第三項第二号の規則で定める基準は、別表第四に定めるところによる。

第四条の次に次の一条を加える。

（公共用広告物の協議）

第四条の二 条例第六条第一項括弧書（条例第二十二条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による協議は、公共用広告物協議書（別記様式第四号の二）によらなければならない。

第四条の三の次に次の一条を加える。

（自家用広告物等に係る適用除外の特例適用の申請）

第四条の四 条例第六条の二第一項の規定により条例第六条第二項第一号に規定する基準の特例となる自家用広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、自家用広告物等適用除外特例適用申請書（別記様式第四号の二の二）を知事に提出しなければならない。

2 第二条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

別表を次のように改める。

別表第一（第二条の二関係）

区分	該当区域
特定広告物交差点等許可区域	条例第三条第十二号に掲げる区域（第一条の三各号に掲げる広告物又は掲出物件を除く。）
第一種許可区域	第二種許可区域以外の区域（特定広告物交差点等許可区域を除く。）
第二種許可区域	市街化区域及び区域区分のない都市計画区域（用途地域が定められた都市計画区域に限る。）として定められた地域のうち、次に掲げる地域を除く区域（特定広告物交差点等許可区域を除く。） 一 第一種低層住居専用地域 二 第二種低層住居専用地域 三 第一種中高層住居専用地域 四 第二種中高層住居専用地域

別表に次の三表を加える。

別表第二（第三条関係）

第一 共通基準

- 一 周囲の景観に調和し、秩序あるにぎわい又は自然美を損なわないような形態、色彩その他の意匠とすること。
- 二 地色は、原則として原色、蛍光色又は派手な色彩を避け、蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- 三 電照を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないものであること。点滅を伴うものにあつては、その点滅速度又は表示速度は緩やかであること。
- 四 広告物又は掲出物件の裏面、側面、脚部等についても美観を損なわないよう塗料その他の装飾がなされていること。
- 五 交通標識、交通信号機等と混同せず、又はこれらを遮へいしないものであること。

六 広告物又は掲出物件の材料は、容易に腐食せず、若しくは損傷しない材料を使用し、又は有効な腐食若しくは損傷の防止の措置をしたものであること。

七 設置期間内は、良好な状態を保つこと。

第二 広告物の種類ごとの許可基準

建築物の種類		区分		基準	
建築物の種類	広告の種類	第一種許可区域	第二種許可区域	第一種許可区域	第二種許可区域
建築物を利用する広告	屋上広告	特定広告交差点等許可区域	第一種許可区域	第一種許可区域	第二種許可区域
		一 高さは、建築物の高さの三分の一以下とし、かつ、五メートル以下とする。 二 地上から広告物の上端までの高さは、五十メートル以下とする。	一 建植広告物の相互間の距離は、原則として百メートル以上とする。 二 一面の表示面積は、十平方メートル以内とする。 三 表示面積の合計は、二十平方メートル以内とする。 四 高さは、十メートル以下とする。	一 建植広告物の相互間の距離は、原則として五十メートル以上とする。 二 一面の表示面積は、十五平方メートル以内とする。 三 高さは、十メートル以下とする。	一 建植広告物の相互間の距離は、原則として五十メートル以上とする。 二 一面の表示面積は、十五平方メートル以内とする。 三 高さは、十メートル以下とする。
		一 高さは、建築物の高さの二分の一以下とする。 二 地上から広告物の上端までの高さは、五十メートル以下とする。			

アーケードに添 加する広告物	広告幕	アーチ広告	塀又は垣を利用 する広告物	突出広 告			壁面広 告 屋根 面 廣告	
				共通	第二種許 可区域	第一種許 可区域	特定廣告 物交差点 等許可区 域	壁面又は 屋根面 の面積の 四分の一 以内とし、 かつ、二十 平方メー トル以内 とする。
共通	共通	共通	共通	共通	第二種許 可区域	第一種許 可区域	特定廣告 物交差点 等許可区 域	一 一の壁面又は屋根面に表示される広告物の表示面積の合計は、当該壁面又は屋根面の面積の四分の一以内とし、かつ、二十平方メートル以内とする。 二 窓等の開口部をふさがないこと。
一 一商店につき一個とする。 二 一面の表示面積は、一平方メートル以内とする。 三 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では二・五メートル以上、車道上では四・五メートル以上とする。	一 大きさは、縦十メートル以下、横一メートル以下とする。 二 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では二・五メートル以上、車道上では四・五メートル以上とする。	一 一面の表示面積は、三十平方メートル以内とする。 二 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では二・五メートル以上、車道上では四・五メートル以上とする。	一面の表示面積の合計は、塀又は垣のそれぞれの面の面積の二分の一以内とし、かつ、二十平方メートル以内とする。	一 突出幅は、壁面から一・五メートル以下とする。 二 表示面積の合計は、二十平方メートル以内とする。 三 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では二・五メートル以上、車道上では四・五メートル以上とする。	一 一の壁面又は屋根面に表示される広告物の表示面積の合計は、当該壁面又は屋根面の面積の二分の一以内とする。 二 窓等の開口部をふさがないこと。	一 一の壁面又は屋根面に表示される広告物の表示面積の合計は、当該壁面又は屋根面の面積の三分の一以内とし、かつ、二十平方メートル以内とする。 二 表示数は、一の壁面又は屋根面につき、同一内容の広告物については二個以下とする。 三 窓等の開口部をふさがないこと。	一 一の壁面又は屋根面に表示される広告物の表示面積の合計は、当該壁面又は屋根面の面積の四分の一以内とし、かつ、二十平方メートル以内とする。 二 窓等の開口部をふさがないこと。	

発光可変表示式 屋外広告物	電柱、街灯柱等を利用する広告物		突出広告	気球広告
	巻付け	広告		
特定広告物交差点等許可区域	第一種許可区域	第一種許可区域	第一種許可区域	共通
	第二種許可区域	第二種許可区域	第二種許可区域	共通
備考	表示面積の合計は、三十平方メートル以内とする。	表示面積の合計は、十五平方メートル以内とする。	表示面積の合計は、三十平方メートル以内とする。	表示面積の合計は、三十平方メートル以内とする。
一 交差点又は交通信号機からの距離が、三十メートル以下の箇所に設置する場合には、次のいずれかを満たすこと。	一 一面の表示面積は、八平方メートル以内とする。 二 表示面積の合計は、十五平方メートル以内とする。	一 自家用広告物等及び公共用広告物に限り、特定広告物交差点等許可区域が、第一種許可区域に囲まれている場合にあつては第一種許可区域に係る許可基準とし、第二種許可区域に囲まれている場合にあつては第二種許可区域に係る許可基準とする。	一 広告物の個数は、電柱等一本につき一個とする。 二 大きさは、縦一・二メートル以下、横〇・五メートル以下とする。 三 突出幅は、〇・六メートル以下とする。 四 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では二・五メートル以上、車道上では四・五メートル以上とする。	一 気球の高さは、取付位置から五十メートル以下とする。 二 電線、建築物その他のものと接触しないこと。
ア 地上から広告物の上端までの高さは、五メートル以下とする。	一 一面の表示面積は、八平方メートル以内とする。 二 表示面積の合計は、十五平方メートル以内とする。	一 自家用広告物等及び公共用広告物に限り、特定広告物交差点等許可区域が、第一種許可区域に囲まれている場合にあつては第一種許可区域に係る許可基準とし、第二種許可区域に囲まれている場合にあつては第二種許可区域に係る許可基準とする。	一 広告物の個数は、電柱等一本につき一個とする。 二 大きさは、縦一・二メートル以下、横〇・五メートル以下とする。 三 突出幅は、〇・六メートル以下とする。 四 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では二・五メートル以上、車道上では四・五メートル以上とする。	一 気球の高さは、取付位置から五十メートル以下とする。 二 電線、建築物その他のものと接触しないこと。
イ 地上から広告物の下端までの高さは十メートル以上とし、かつ、地上から広告物の上端までの高さは五十メートル以下とする。	一 一面の表示面積は、八平方メートル以内とする。 二 表示面積の合計は、十五平方メートル以内とする。	一 自家用広告物等及び公共用広告物に限り、特定広告物交差点等許可区域が、第一種許可区域に囲まれている場合にあつては第一種許可区域に係る許可基準とし、第二種許可区域に囲まれている場合にあつては第二種許可区域に係る許可基準とする。	一 広告物の個数は、電柱等一本につき一個とする。 二 大きさは、縦一・二メートル以下、横〇・五メートル以下とする。 三 突出幅は、〇・六メートル以下とする。 四 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では二・五メートル以上、車道上では四・五メートル以上とする。	一 気球の高さは、取付位置から五十メートル以下とする。 二 電線、建築物その他のものと接触しないこと。
二 建築物を利用する場合は、この項の基準に加え、この表の「建築物を利用する広告物」の項に掲げる基準を適用すること。	一 一面の表示面積は、八平方メートル以内とする。 二 表示面積の合計は、十五平方メートル以内とする。	一 自家用広告物等及び公共用広告物に限り、特定広告物交差点等許可区域が、第一種許可区域に囲まれている場合にあつては第一種許可区域に係る許可基準とし、第二種許可区域に囲まれている場合にあつては第二種許可区域に係る許可基準とする。	一 広告物の個数は、電柱等一本につき一個とする。 二 大きさは、縦一・二メートル以下、横〇・五メートル以下とする。 三 突出幅は、〇・六メートル以下とする。 四 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では二・五メートル以上、車道上では四・五メートル以上とする。	一 気球の高さは、取付位置から五十メートル以下とする。 二 電線、建築物その他のものと接触しないこと。
三 夜間においては、交通信号機の機能を損なわないように輝度を落とすこと。	一 一面の表示面積は、八平方メートル以内とする。 二 表示面積の合計は、十五平方メートル以内とする。	一 自家用広告物等及び公共用広告物に限り、特定広告物交差点等許可区域が、第一種許可区域に囲まれている場合にあつては第一種許可区域に係る許可基準とし、第二種許可区域に囲まれている場合にあつては第二種許可区域に係る許可基準とする。	一 広告物の個数は、電柱等一本につき一個とする。 二 大きさは、縦一・二メートル以下、横〇・五メートル以下とする。 三 突出幅は、〇・六メートル以下とする。 四 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では二・五メートル以上、車道上では四・五メートル以上とする。	一 気球の高さは、取付位置から五十メートル以下とする。 二 電線、建築物その他のものと接触しないこと。

簡易な 広告物	立看板	広告旗	はり紙 はり札	自家用広告物等	
				第一種許 可区域（ 第一種許 可区域に 囲まれた 特定広告 物交差点 等許可区 域を含む 。）	第二種許 可区域（ 第二種許 可区域に 囲まれた 特定広告 物交差点 等許可区 域を含む 。）
共通	共通	共通	共通	第一種許 可区域（ 第一種許 可区域に 囲まれた 特定広告 物交差点 等許可区 域を含む 。）	第二種許 可区域（ 第二種許 可区域に 囲まれた 特定広告 物交差点 等許可区 域を含む 。）
一 大きさは、縦二メートル以下、横一メートル以下とする。 二 脚の長さは、〇・五メートル以下とする。	一 一面の表示面積は、二平方メートル以内とする。 二 道路上に突出しないこと。	一 表示面積は、一枚一平方メートル以内とする。 二 同一内容のものは、一箇所につき二枚以下とする。	一 表示面積の合計は、百平方メートル又は建築物の延べ床面積に十分の一を乗じたもののうち、いずれか大きい方の面積（条例第六条の二第一項の規定による自家用広告物等に係る許可等の特例に係るものにあつては、百五十平方メートル又は建築物の延べ床面積に百分の十五を乗じたもののうち、いずれか大きい方の面積）以内とする。 二 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、十五メートル以下とする。	一 表示面積の合計は、二百二十五平方メートル又は建築物の延べ床面積に百分の二十二・五を乗じたもののうち、いずれか大きい方の面積（条例第六条の二第一項の規定による自家用広告物等に係る許可等の特例に係るものにあつては、二百二十五平方メートル又は建築物の延べ床面積に百分の二十二・五を乗じたもののうち、いずれか大きい方の面積）以内とする。 二 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、十五メートル以下とする。	一 表示面積の合計は、二十平方メートル以内とする。 二 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、十五メートル以下とする。
共通	共通	共通	共通	第一種許 可区域（ 第一種許 可区域に 囲まれた 特定広告 物交差点 等許可区 域を含む 。）	第二種許 可区域（ 第二種許 可区域に 囲まれた 特定広告 物交差点 等許可区 域を含む 。）
共通	共通	共通	共通	第一種許 可区域（ 第一種許 可区域に 囲まれた 特定広告 物交差点 等許可区 域を含む 。）	第二種許 可区域（ 第二種許 可区域に 囲まれた 特定広告 物交差点 等許可区 域を含む 。）

備考 「共通」とは、特定広告物交差点等許可区域、第一種許可区域及び第二種許可区域のすべてを含む区域とする。

別表第三（第四条の三関係）

項目	区分	基準
<p>条例第六条第二項第一号に掲げるもの</p>	<p>条例第三条各号に掲げる区域（同条第十二号に掲げる区域にあつては、第一種許可区域又は第二種許可区域に囲まれた区域を除く。以下この表において同じ。）</p>	<p>表示面積の合計は、五平方メートル（条例第六条の二第一項の規定による自家用広告物等に係る許可等の特例に係るものにあつては、十平方メートル）以内とする。</p>
<p>条例第六条第二項第二号に掲げるもの</p>	<p>第一種許可区域（第一種許可区域に囲まれた特定広告物交差点等許可区域を含む。）</p>	<p>一 表示面積の合計は、十平方メートル（条例第六条の二第一項の規定による自家用広告物等に係る許可等の特例に係るものにあつては、二十平方メートル）以内とする。 二 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、十五メートル以下とする。</p>
<p>条例第六条第二項第三号に掲げるもの</p>	<p>第二種許可区域（第二種許可区域に囲まれた特定広告物交差点等許可区域を含む。）</p>	<p>一 表示面積の合計は、二十平方メートル以内とする。 二 高さは、二メートル以下とする。</p>
<p>条例第六条第二項第三号に掲げるもの</p>	<p>第一種許可区域（第一種許可区域に囲まれた特定広告物交差点等許可区域を含む。）</p>	<p>一 表示面積の合計は、四平方メートル以内とする。 二 高さは、四メートル以下とする。</p>
<p>県全域</p>	<p>県全域</p>	<p>一 工事期間中に限り表示され、宣伝の用に供しないこと。 二 周囲の景観を損なわないこと。</p>

別表第四（第四条の三関係）

項目	基準
条例第六条第三項第二号に掲げるもの	表示面積の合計は、五平方メートル以内とする。

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

第一号の二様式（第3条の2関係）

広告物特例地区指定申出書

年 月 日

佐賀県知事 様

市（町）長

屋外広告物条例第5条の2第1項の規定により広告物特例地区の指定を申し出ます。

指定を受けようとする特定の区域又は区間

添付書類

- 1 指定を受けようとする特定の区域又は区間を示す図面
- 2 理由書
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記様式第四号の二の二を別記様式第四号の二の四とし、別記様式第四号の二を別記様式第四号の二の三とし、別記様式第四号の次に次の二様式を加える。

第四号の二様式（第4条の2関係）

公共用広告物協議書

年 月 日

屋外広告物条例第6条第1項括弧書の規定により協議します。

様	協議者	住所		電話 番		
		代表者名 (担当所属)		⑩		
工事施工者 住所氏名	電話 () 番号 屋外広告業登録番号 第 号				種 別	
表示の期間	年 月 日から 年 月 日まで				※ 受 付	
表示又は設置の場所	番地					
管理責任者及び 連絡先						
形状 寸法	縦	メートル	表示面積	平方	材 料	
	横	メートル		メートル		
	地上からの高さ				メートル	
数 量	枚 個 件 基				広 告 の 内 容	
					工 事 の 着 手 完 成 の 予 定	年 月 日
					年 月 日	
そ の 他					※ 協 議 済 印	
	【 変更の場合は、変更の内容を記載すること。 】				申出のとおり協議を了しました。 土木事務所長 ⑩ (武雄市長) (条件) 協議を終了した広告物又は掲出物件（はり紙、はり札等、立看板等を除く。）につき、管理者を置くこと。	

(注) 協議者は※欄については記入しないこと。

第四号の二の様式(第4条の4関係)

自家用広告物等適用除外特例適用申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
〔事務所の所在地〕

氏名
〔事務所の名称及び代表者〕



電話

屋外広告物条例第6条の2第1項の規定により申請します。

表示又は設置の場所	
広告物の種別	
形状寸法	縦 メートル 横 メートル 地上からの高さ メートル 表示面積 平方メートル
材料 (素材)	
数量	枚 個 件 基
提案事項 (作成に際して配慮したこと)	

添付書類

- 1 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面(模写図)
- 2 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積(変形のものにあつては面積計算方式)を表示した書類
- 3 照明又は音響を伴うものにあつては、その大要を記載した書類
- 4 建物を利用するものにあつては、建物との関係を表示した書類
- 5 表示又は設置の場所の附近の状況見取図
- 6 表示又は設置の場所が他人の所有又は管理に属するものであるときは、その承認を証する書類
- 7 自家用広告物等の形態、色彩その他の意匠が周囲の景観と調和していることを説明する書類

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現になされている広告物の許可の申請に係る許可の基準については、この規則による改正後の佐賀県屋外広告物条例施行規則別表第二の規定を適用する。

3 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。